

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

大平洋金属株式会社(以下、当社)は、『人の力を活かし、地球の資源をより有用なるものとして提供し、人類社会の幸福に貢献する』という経営理念のもと、以下の通り経営方針を定めております。

1. 当社グループ全体の経営戦略を一体化して、グループ各社のシナジー効果を最大限に発揮すること。
2. 世界に誇る製錬技術の開発と品質向上に全力を傾注し、経営の効率化と競争力で世界有数の基盤を確立すること。
3. コンプライアンスを推進すること。
4. 公正・透明・自由な競争を通して、適正な利益を確保すること。
5. かけがえのない地球を守るため、あらゆる環境問題に積極的に取り組むこと。
6. 社員の個性を伸ばし創造性を十分に発揮させるとともに、物心両面のゆとりと豊かさを追求し、生きがいのある職場を実現すること。
7. 広く社会との交流を進め公正な企業情報を積極的に開示すること。

これらの経営理念・経営方針のもと、当社は持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、以下の通りコーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- (1) 当社は、すべての株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 当社は、株主、需要家、取引先、従業員、地域社会をはじめとするすべてのステークホルダーの利益を考慮した上で、誠実・適切に協働する。
- (3) 当社は、関係法令等に基づく適切な情報開示はもとより、それ以外の投資判断の材料となり得る情報についても、主体的に開示を行う。
- (4) 当社の取締役会は、株主からの受託者責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。
そのため、執行役員制度を導入して意思決定と業務執行機能を分離するとともに、社外役員(社外取締役および社外監査役)の選任によって業務執行監督機能を強化することで、公正で透明性のある経営機構を構築する。
- (5) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図るため、株主との間で建設的な対話を行う。

なお、当社は「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定しており、当社ホームページ上に掲載しております。

(URL: <http://www.pacific-metals.co.jp/ir/governance.php>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2(4) 株主総会招集通知の英訳化および議決権電子行使プラットフォーム等の利用】

当社では、現在、議決権の電子行使および株主総会招集通知の英訳化を実施しておりません。今後も、株主構成に占める機関投資家や外国人投資家の比率を注視しながら、導入の検討をいたします。

【補充原則3-1(2) 英語での情報開示】

当社では、現在、英語での情報の開示・提供を実施しておりません。今後も、株主構成に占める機関投資家や外国人投資家の比率を注視しながら、開示・提供の検討をいたします。

【補充原則4-3(1) 業績等の評価を踏まえた経営陣幹部の選解任手続き】

当社では、現在、業績等の評価を踏まえた経営陣幹部の選解任手続きについて、明確な基準を設けておりません。今後、当該手続きに関する基準の策定を実施いたします。

【補充原則4-8(1) 独立社外者のみの会合の開催】【補充原則4-8(2) 筆頭独立社外取締役の選任】

当社では、2016年6月開催の定時株主総会において、経営陣の充実強化を図るため独立社外取締役を1名増員し、合計2名の独立社外取締役を選任しておりますが、現在、独立役員だけの会合の開催および筆頭独立社外取締役の選任はしておりません。2016年度中に開催および選任の検討をいたします。

【補充原則4-10(1) 任意の諮問機関の設置】【補充原則4-1(3) 最高経営責任者等の承継プラン】

当社では、2016年6月開催の定時株主総会において、経営陣の充実強化を図るため独立社外取締役を1名増員し、合計2名の独立社外取締役を選任しておりますが、現在、指名や報酬に係る任意の諮問機関を設けておりません。2016年度中に設置の検討をいたします。

なお、当社では、経営陣の承継プランについて明確な基準を設けていないため、指名に係る任意の諮問機関の設置後に、当該基準の策定を行います。

【原則4-11 取締役会の実効性評価】【補充原則4-11(3) 各取締役の自己評価および取締役会全体の実効性評価】

当社の取締役会は、全体としてバランスを備えた構成としております。また、監査役全員が財務・会計に関する適切な知見を有しております。

なお、取締役会全体の実効性評価については、現在実施しておりません。今後、各役員への自己評価内容も踏まえつつ、評価の実施について検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、事業に係る取引関係の維持・強化や、投資先企業および当社の中長期的な企業価値向上を図るために政策保有株式を保有しております。なお、主要な政策保有株式の保有のねらい・合理性等については、取締役会において定期的に説明を行っております。

政策保有株式に係る議決権は、提案議題が投資先企業および当社の企業価値向上に資するか否か、および事業に係る取引関係と株式保有によるリターンを勘案した上で行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役・子会社その他関連当事者との間で関連当事者間取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益を害することがないよう、あらかじめ取締役会の承認を得ております。なお、当該取引を行った場合には、取引内容を定期的に取締役会において報告しております。

【原則3-1 情報開示の充実（役員候補者の個々の選任理由の開示）】

当社は、以下の事項について主体的な情報開示を実施しております。

（1）会社の目指すところや経営戦略、経営計画

当社の経営理念、経営方針については、本報告書冒頭の「基本的な考え方」に記載しております。

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定しており、当社ホームページ上に掲載しております。

（URL：http://www.pacific-metals.co.jp/ir/governance.php）

（3）取締役会が報酬を決定するにあたっての方針と手続き

当社の取締役会が報酬を決定するにあたっての方針と手続きについては、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に掲載しております。

（4）取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き

当社の取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続きについては、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に掲載しております。

（5）取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

当社は、取締役および監査役候補者の個々の選任・指名理由を株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1(1) 経営陣に対する委任の範囲の決定】

取締役会における経営陣に対する委任の範囲については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に掲載しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、2016年6月開催の定時株主総会において、経営陣の充実強化を図るため独立社外取締役を1名増員し、合計2名の独立社外取締役を選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社の社外役員の独立性判断基準については、株主総会招集通知および有価証券報告書ならびに本報告書「その他独立役員に関する事項」に記載しております。

【補充原則4-11(1) 取締役会全体の多様性に関する考え方】

当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」にて取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方を定めております。

【補充原則4-11(2) 取締役および監査役の兼任状況の開示】

当社は、取締役および監査役が当社のために十分な時間を費やして職務を遂行できるよう配慮しております。取締役および監査役の重要な兼職の状況については、当社の事業報告書において毎年開示を行っております。

【補充原則4-14(2) 取締役および監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役および監査役に対するトレーニングの方針を、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に掲載しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話】

当社は、IR担当取締役を中心に、IR委員会を設置し、すべての株主との建設的な対話を促進するための体制整備を行っております。詳細については当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に掲載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	27,201,000	13.89
新日鐵住金ステンレス株式会社	20,493,900	10.47
三菱商事株式会社	15,955,961	8.15
日新製鋼株式会社	14,952,216	7.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,675,000	6.47
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	6,308,000	3.22

STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	5,327,230	2.72
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	4,353,000	2.22
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	4,334,949	2.21
大平洋金属取引先持株会	2,425,020	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本 伸也	弁護士											
今井 光	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 伸也	○	——	松本取締役は、弁護士としての専門的見地及び幅広い見識により、コンプライアンスの強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を推進するため、平成25年6月に社外取締役として選任しております。 同氏は、主要な取引先、主要な株主ないしその出身者ではなく、当社から取締役報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ておりません。また同氏の本職は弁護士であり経営陣と同じ位置におらず、一般株主と利益相反を生ずる虞もないと判断し、独立役員に選任いたしました。

今井 光	○	——	今井取締役は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験により、その職務を適切に遂行することが出来ると判断したため社外取締役を選任しております。 同氏は、主要な取引先、主要な株主ないしその出身者ではなく、当社から多額の金銭その他の財産を得ておりません。また同氏は一般株主と利益相反を生ずる虞もないと判断し、独立役員に選任いたしました。
------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査に関しては、監査室(2名)を設置し、組織・制度監査、業務監査、会計監査等を行い、当グループ全体の「財務報告にかかる内部統制の評価」等を実施しております。
 監査役監査は、常勤監査役1名を中心に4名の監査役が年次監査計画を作成し、それに基づき監査を行っております。
 また、監査役、監査室及び会計監査人との相互連携については、監査報告会を年4回実施し、連携を図っております。
 監査役と監査室においても相互連携を図るために随時情報交換の場所を設置し、監査計画の実施状況の確認及び調整が出来るような体制を整えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 茂	他の会社の出身者										△			
山元 文明	他の会社の出身者													
堀向 亘	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 茂	○	当社の取引先銀行の出身である。	小林監査役は、幅広い見識と他社での監査役としての豊富な知識・経験から、その職務を適切に遂行することができると判断したため、平成27年6月に社外監査役として選任しております。 同氏は、当社の取引先銀行である株式会社日本政策投資銀行に在籍しておりましたが、退職後10年以上経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。また、当社は同行からの借入金はなく、他にも複数の金融機関と取引を行っていることから当社の経営に影響を受けることはなく、一般株主と利益相反を生ずる虞もないと判断し、独立役員に選任いたしました。 なお、社外監査役就任時点では、当社「独立役員の独立性判断基準」を明確に定めておらず、上場金融取引所が定める独立性基準に抵触する恐れがあったため、独立役員に選任していませんでした。その後、平成27年11月に当社「独立役員の独立性判断基準」を策定したことに伴い、独立役員に選任いたしました。
山元 文明		——	山元監査役は、幅広い見識と他社での取締役としての豊富な知識・経験から、その職務を適切に遂行することができると判断したため、平成27年6月に社外監査役として選任しております。
堀向 亘	○	当社の取引先銀行の出身である。	堀向監査役は、幅広い見識と他社での監査役としての豊富な知識・経験から、その職務を適切に遂行することができると判断したため社外監査役に選任しております。 同氏は、当社の取引先銀行である株式会社日本興業銀行に在籍しておりましたが、退職後10年以上経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。また、当社は同行からの借入金はなく、他にも複数の金融機関と取引を行っていることから当社の経営に影響を受けることはなく、一般株主と利益相反を生ずる虞もないと判断し、独立役員に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、以下の通り独立役員の独立性判断基準を定めております。

1. 独立役員は、一般株主と利益相反が生ずるおそれのない社外取締役または社外監査役とする
2. 当社の主要取引先(仕入または販売)又はその取締役・業務執行者・監査役でない者
3. 当社が役員報酬以外に年間100万円以上の報酬を支払っているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等でない者
4. 当社株式を保有していない者
5. 当社取締役、監査役の友人でない者
6. 現在・過去において次に該当しない者
 - (1) 当社、当社子会社等の取締役・業務執行者・監査役・会計参与
 - (2) 当社株式を5%以上保有している株主、または5%以上保有している法人株主の取締役・業務執行者・監査役
 - (3) 前項(2)の株主の親会社の取締役・業務執行者・監査役
 - (4) 当社が役員報酬以外に年間100万円以上の報酬を支払っているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等が組織する法人に所属している者
 - (5) 当社の主要取引先(仕入または販売)又はその取締役・業務執行者・監査役以外で、それに所属していた者。
 - (6) 当社株式を5%以上保有している株主、または5%以上保有している法人株主の取締役・業務執行者・監査役以外で、それに所属していた者
 - (7) 前項(6)の株主の親会社の取締役・業務執行者・監査役以外で、それに所属していた者
 - (8) 社外役員の相互就任関係にある者
 - (9) 当社が寄付を行っている先又はその出身者
 - (10) 以上の者の三親等内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
-------------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

平成18年7月から業績連動型報酬制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬総額は金179百万円であります。
取締役への報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
平成18年5月22日開催の取締役会で役員退職慰労金制度の廃止の決議を行い、平成18年6月29日開催の第80回定時株主総会において退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、当事業年度末現在における今後の打ち切り支給の予定総額は、次のとおりであります。
監査役1名に対し総額 6百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・役員の報酬は、定款の定めにより、株主総会において総枠を決議しております。
・各人の報酬額は役員報酬に関する規定により、固定報酬である役員基本報酬及び役員特別報酬と業績連動報酬である役員加算報酬で構成されております。
・取締役分については、役員報酬に関する規定により、その配分方法を取締役会で協議した上で、各人の報酬額を取締役社長が各人と協議して決定しております。
・監査役分については、役員報酬に関する規定により、監査役間の協議で決定しております。
・社外役員の報酬については、役員基本報酬及び役員加算報酬としております。
・役員賞与は、業績連動で毎年の業績等に応じて支給され、株主総会において決議された役員報酬総枠に含まれるものとし、取締役分についての配分基準を取締役会で協議した上で、取締役社長が各人と協議して各人の賞与額を決定しており、監査役分の配分については、監査役間の協議で決めております。
連結子会社役員への当社派遣役員の報酬等は、無報酬としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや担当者はおりませんが、取締役会事務局が全ての取締役会開催予定日を知らせ、所定の期間までに議案・報告事項を詳細に記載した取締役会の招集通知を送り、全ての取締役に出席いただき、速やかに取締役会議事録の写しを交付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1) 提出会社の企業統治の体制の概要及び当該体制を採用した理由
当社は取締役・監査役制度を中心にコーポレート・ガバナンスの充実を図り、公正で透明性のある経営機構を構築することを基本的な考えとしております。
- (2) 取締役会
取締役会は、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応するため、取締役9名(うち社外取締役2名)で構成しており、毎月の取締役会開催に加え、取締役間で随時打合せを行い、迅速な対応、効率的な業務の執行及び取締役間の業務の執行監視を行っております。
- (3) 経営計画委員会
経営計画委員会は、取締役及び所管部長・室長により構成し、会社の業務運営方針及び経営計画(原案)を策定し、社長に答申いたします。社長は答申に基づき当該計画を取締役会に提案いたします。

(4) 監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役会を構成する監査役4名のうち3名が社外監査役であります。取締役の公正な業務執行を期するために非常勤を含めた監査役全員が全ての取締役会に出席できる体制にしております。

(5) 内部監査体制及び監査役・監査法人との連携

内部監査に関しては、監査室(2名)を設置し、組織・制度監査、業務監査、会計監査等を行い、当グループ全体の「財務報告にかかる内部統制の評価」等を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役1名を中心に4名の監査役が年次監査計画を作成し、それに基づき監査を行っております。

また、監査役、監査室及び会計監査人との相互連携については、監査報告会を年4回実施し、連携を図っております。

監査役と監査室においても相互連携を図るために随時情報交換の場所を設置し、監査計画の実施状況の確認及び調整が出来るような体制を整えております。

なお、社外取締役には監査状況を監査室から取締役会を通じて報告しております。

(6) 会計監査等

会計監査は、有限責任 あずさ監査法人が業務を執行しております。

また、法令遵守に基づいた経営を行うため、法律上の判断が必要な場合に、随時顧問弁護士に確認が出来る体制になっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当該ガバナンス体制を採用した理由は、当社の規模から監査役制度を採用しており、意思決定と業務執行機能を分離するため執行役員制度を導入し、業務執行監督機能強化のため社外役員を選任することにより、内部統制が機能するように図るためであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年6月29日に株主総会を開催いたしました。その招集通知は平成28年6月3日に発送いたしました。なお、平成28年5月30日に、TDnetおよび当社ホームページによる発送前開示を実施いたしました。
その他	招集通知を当社ホームページへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的説明会は、年2回開催予定。工場（八戸製造所）見学会は、年1回開催予定。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、アナリスト・機関投資家向け決算説明会資料（ http://www.pacific-metals.co.jp/ir/index.html ）	
IRに関する部署（担当者）の設置	名称：IR委員会	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」および「企業行動規範」に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は2009年3月にISO14001を認証取得し、これまで環境負荷の低減に向けて積極的に取り組んでまいりました。 また環境・社会報告書を作成し、当社ホームページへ掲載しております。 （ http://www.pacific-metals.co.jp/environment/report.php ）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況

(イ) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制

- ・取締役の職務執行に関する報告は、文書及び電子的媒体により行っております。
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理は文書管理規定等の社内規定により行っております。

(ロ) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・大規模な事故、災害、不祥事等に対処するため、平常時の諸対策を講ずる「危機対策会議」、有事の際に設置する「危機対策本部」について、それらの位置づけと機能について明確にした「危機管理規定」を制定しております。
- ・経営管理上のリスクについては取締役会に上程し対応を決定しております。
- ・日常業務におけるリスクに対しては、管理規定、業務執行におけるマニュアル等を作成し対応しております。

(ハ) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社が執行役員制度を導入し、取締役会の役割が会社全体の経営方針の決定と業務執行に関する監督機能であることを明確にしてその活性化を図り、業務執行責任者の担当業務責任と役割を明確にすることにより実務レベルでの意思決定の迅速化と業務遂行機能の強化を図っております。
- ・当社の業務運営では、取締役及び所管部長をメンバーとする経営計画委員会が運営方針及び経営計画を策定し、取締役会において同方針、計画を協議、決定し、これに基づき組織的、計画的な業務執行を行っております。また、その業務執行状況は担当執行役員が、取締役会へ定期的に報告し、取締役会が確認しております。
- ・当社及び子会社の業務執行の効率性を確保するために、IT統制に関する基本規定等を整備しております。
- ・当社の社外取締役が全ての取締役会に出席できるよう規定の策定及び八戸本社・本店間でのテレビ会議システム等を整備して意思決定を行っております。

(ニ) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「経営方針」、「企業倫理規範」、「企業行動基準」等を取締役会にて制定しております。
- ・取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンスの強化を図っております。
- ・当社は、市民社会の秩序・安全に脅威を与えている反社会的勢力及びこれに類する団体等とは一切の関係を持たず、また反社会的勢力及びこれに類する団体等からの要求を断固として拒否します。当社は、従来より、担当窓口を設置し、情報を一元管理し、警察、特殊暴力防止対策連合会及び外部の専門機関と常に連携を取っております。
- ・当社の社外取締役が全ての取締役会に出席できるように八戸本社・本店間でテレビ会議システム等を整備して意思決定を行っております。
- ・取締役会直属の「監査室」を設置し、当該室が監査役との連携のもと、「組織・制度監査」、「業務監査」、「会計監査」、「日常的モニタリング」を行っております。
- ・「公益通報体制に関する規定」により内部通報制度を設けており、外部窓口の設置はしていませんが、内部通報に関する報告書を監査役会に提出し、具体的事案があれば、取締役会に報告しております。

内部通報したことによる不利益扱いは禁止しております。

(ホ) 当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制

- ・当社の指導のもと、子会社は、内部統制・危機管理担当者を置き、その担当者は、必要に応じて当社の「内部統制委員会」、「危機対策会議」に出席するものとする等、当社は子会社の業務の適正を確保する体制を整えております。
 - ・当社「監査室」は連結子会社における業務の適正性を確保するために監査を行っております。
 - ・連結子会社の経営状態を各連結子会社の取締役が定期的に取締役会に報告しております。
 - ・「公益通報体制に関する規定」により内部通報制度を設けており、内部通報に関する報告書を監査役会に提出し、具体的事案があれば、取締役会に報告しております。
- また、上記内部通報制度は、子会社、関連会社、取引先等に関する事項の通報も対象としております。当社は、上記内部通報をした者が、当該通報をしたことに関して、不利な取扱いを受けないこととし、かかる取扱いを禁止しております。

(ヘ) 当社監査役を補助すべき使用人の体制

- ・当社は、監査役を補助すべき使用人として、監査役と「監査室」との連携を強化する趣旨から、監査役の要望に応じ、「監査室」所属の従業員を監査役の職務を補助すべき使用人とし、その固有の業務に支障をきたさない範囲で監査役の補助をさせることができます。取締役会は、必要に応じ監査役会と意見交換を行います。

(ト) 当社取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制

- ・当社取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。
- ・当社取締役は、取締役会及び重要な会議について参加する機会を監査役にも与えており、また、監査役の重要な書類の閲覧並びに会社の業務及び財産の状況調査については、監査役の指示に従うこととしております。
- ・当社の従業員等、子会社の取締役、監査役、従業員等またはこれらのものから報告を受けたものが当社監査役に報告をするに際して、不利な取扱いを受けないこととします。
- ・当社は、当社監査役の職務執行に関して生ずる費用の前払いまたは償還、当該職務執行費用または債務処理に関して、速やかな処理を行うものとします。
- ・当社取締役の公正な業務執行を期するために非常勤を含めた監査役4名(うち3名は社外監査役)が全ての取締役会に出席できる体制にしております。

(チ) 当社の財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、各種関連規定を整備し、財務報告における不正や誤謬発生リスクを把握・管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制になっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序・安全に脅威を与えている反社会的勢力及び団体等とは一切の関係を持たないこと、また反社会的勢力及び団体からの要求を断固として拒否します。従来より、担当窓口を設置し、情報を一元管理し、警察及び特殊暴力防止対策連合会などの関連団体との連携、また、社内での「不当要求の手口と対応」等のビデオ研修を行い、勢力排除に向けた取り組みを強化しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

平成28年6月29日開催の定時株主総会の承認により、5回目の有効期間3年の事前警告型ライツプランによる企業買収防衛策を導入しました。買収防衛策の有効期間は、平成31年6月下旬開催予定の定時株主総会の終結までであります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 決定事実に関する情報(子会社に関する情報を含む)は、社内各部門が資料を作成し、その内容を担当取締役から総務部に伝達される。総務部は、経理部及び情報取扱責任者と協議して、開示の要否を判断し、それに基づき取締役会に提出する資料を作成し、開示の要否の意見を付して取締役会に提出し、取締役会での開示の要否を含めてその承認を受けた後、開示を必要とする場合は総務部より株式会社東京証券取引所に適時開示を行なう。

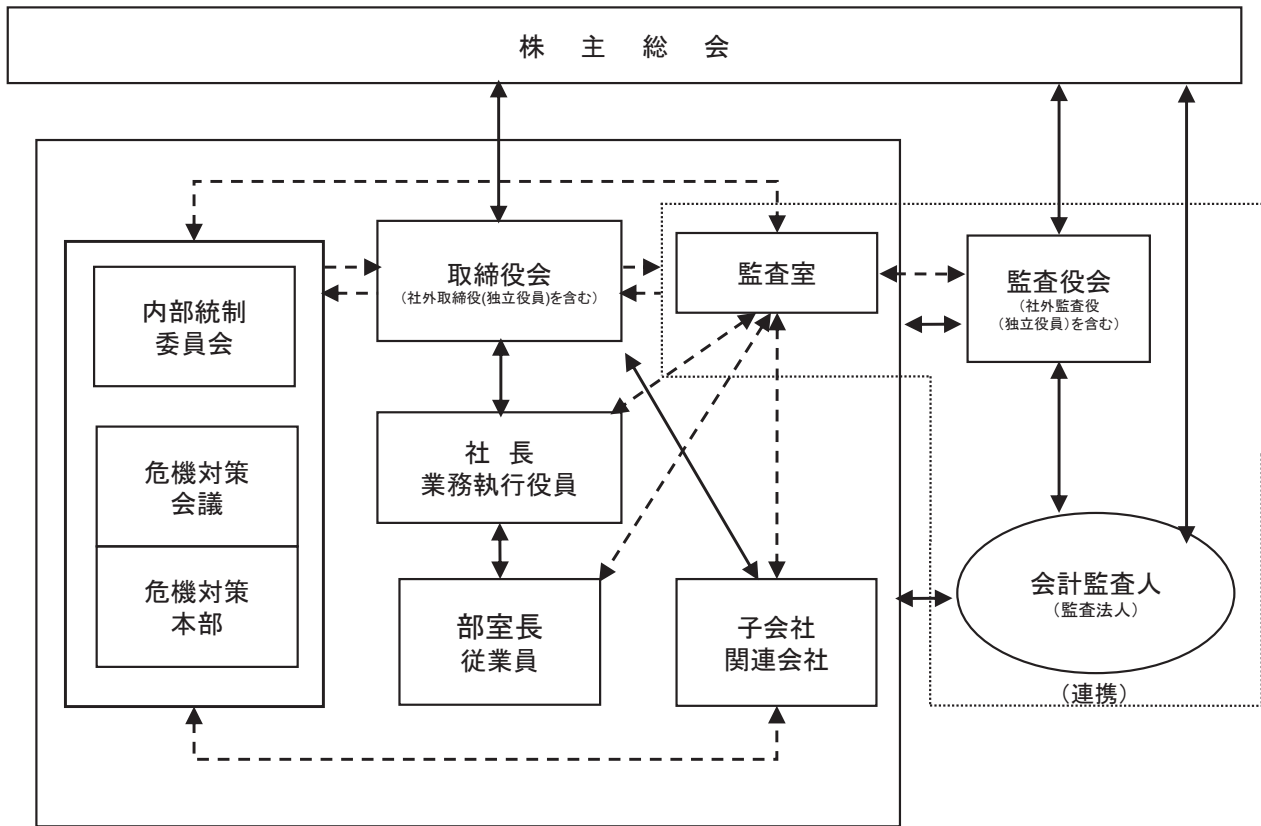
(2) 投資家の投資判断に影響を及ぼすような発生事実に関する情報(子会社に関する情報を含む)は、担当取締役から総務部に伝達される。総務部は、経理部及び情報取扱責任者と協議して、開示の要否を判断し、それに基づき取締役会に提出する資料を作成し、開示の要否の意見を付して取締役会に提出し、取締役会での開示の要否を含めてその承認を受けた後、開示を必要とする場合は総務部より株式会社東京証券取引所に適時開示を行なう。

(3) 決算に関する情報は、経理部が資料を作成し総務部・情報取扱責任者等と協議して、開示の要否を判断し、その要否の意見を付して取締役会に提出し、取締役会での開示の要否を含めてその承認を受けた後、開示を必要とする場合は、総務部より株式会社東京証券取引所に適時開示を行なう。

(会社の機関・内部統制の図表)

(→ 従来の業務等の流れ)

(---→内部統制についての報告、指示、監査、選任等の意味)



適時開示体制 模式図

